

改正後	現 行
<p><u>に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</u></p> <p><u>(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未滿で利用を終了した者も含むものとする。</u></p> <p><u>(三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未滿の期間継続して就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割合が100分の70以上の場合は、平成31年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</u></p> <p><u>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3の(3)の⑫のイに掲げる職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</u></p> <p><u>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて報酬告示第14の2の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑨の規定を準用する。</u></p> <p><u>(7) 自立生活援助サービス費</u></p> <p><u>① 自立生活援助サービス費について</u></p> <p><u>(一) 自立生活援助サービス費の対象者について</u></p> <p><u>ア 自立生活援助サービス費(I)については、障害者支援施設、</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから1年以内（退所等した日から1年を経過した日の属する月まで）の期間について、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>イ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）については、施設退所者であって、退所等した日から1年を超える者又は現に居宅において単身であるため、若しくは同居している家族等が障害、疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</u></p>	

改正後	現 行
<p>(二) <u>自立生活援助サービス費の算定について</u> <u>自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 14 第 1 項に掲げる地域生活支援員 1 人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。</u> <u>なお、地域生活支援員が、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 18 の規定による定期的な訪問による支援を 1 月に 2 日以上行わなかった場合は、算定しないものとする。</u></p> <p>② <u>福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④（㊦を除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>③ <u>初回加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 3 の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。</u> <u>ただし、当該利用者が過去 3 月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</u></p> <p>④ <u>同行支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 4 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。</u></p>	

改正後	現行
<p>⑤ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の3の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>(8) <u>共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</u></p> <p>① <u>共同生活援助サービス費について</u></p> <p>(-) 共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを</p>	<p>(6) 共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>① 共同生活援助サービス費</p> <p>(-) 共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。)第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和34年法律第141号。)第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)</p>